

宇部市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第1項第8号に規定する事業として、屋外での移動が困難な障害者（児）について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、宇部市とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、宇部市が援護の実施者となる在宅の障害者（児）で、次に掲げる各号に該当する屋外での移動が困難な者とする。ただし、法第28条第1項に規定する重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援の支給決定者は除く。

- (1) 全身性障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児
- (5) その他市長が必要であると認めた者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、障害者（児）が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものとする。

2 利用は、原則として1日の範囲で用務を終えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。ただし、市長が必要と認める外出については、この限りでない。

- (1) 通勤、営業活動等の経済的活動を目的とした外出
- (2) 通学、施設への通所等の通年かつ長期にわたる外出
- (3) 医療機関等への通院のための外出
- (4) 社会通念上適当でないと認められる外出
- (5) その他市長が支援の対象でないと認める外出

4 この事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等は利用できないものとする。

(利用の申請及び支給決定)

第5条 この事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、地域生活支援給付費（新規・更新・変更・追加）利用申請書（別記様式第1号）に必要な事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 市長は、申請受理後速やかに必要な調査を行い、支給の可否を決定したときは、利用決定通知書兼利用者負担上限額決定通知書（別記様式第2号）又は地域生活支援事業利用却下利用却下通知書（別記様式第3号）により、利用者に通知するものとする。

3 この事業の支給量は、原則として1ヶ月当たり60時間までとする。ただし、

市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、現に受けている支給決定事項を変更する場合及び更新する場合について準用する。ただし、変更する場合の決定通知については、地域生活支援事業支給変更決定通知書（別記様式第4号）によるものとする。

（有効期間等）

- 第6条 前条の規定による利用決定の有効期間は決定の日より原則1年以内とし、有効期限は、有効期間終了月の月末までとする。

（利用方法）

- 第7条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、宇部市移動支援事業所の指定に関する要綱（以下「事業所指定要綱」という。）第2条の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に決定に関する通知書を提示し、利用契約を結ぶものとする。

（支給決定の取消し）

- 第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- （1）利用者が、当該サービスを受ける必要がなくなつたと認めるとき。
- （2）利用者が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。
- （3）利用者又は利用者の保護者が、正当な理由なしに支給決定に係る調査に応じないとき。
- （4）その他、市長が利用を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、当該取消しに係る利用者に地域生活支援事業支給決定取消通知書（別記様式第5号）で通知する。

（地域生活支援給付費）

- 第9条 市長は、利用者が当該事業を利用したときは、当該事業に要した費用について、利用者に対し地域生活支援給付費を支給するものとする。

- 2 地域生活支援給付費は、別表1の基準により算定した費用の100分の90に相当する額とする。ただし、市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む）の者は、100分の100に相当する額とする。

- 3 市長は、利用者が当該事業を利用した場合は、当該利用者が当該事業を提供した指定事業者を支払うべき費用について、地域生活支援給付費として当該利用者に支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

- 4 前項の規定による支払があつたときは、利用者に対し地域生活支援給付費の支給があつたものとみなす。

（利用者負担額）

- 第10条 利用者は、別表1の基準により算定した費用の100分の10（以下「利用者負担額」という。）を指定事業者を支払うものとする。ただし、市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む）の者についてはこれを免除する。

(利用者負担額の軽減)

第 1 1 条 利用者の家計に与える影響その他の事情を斟酌し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 7 条第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 2 6 条の 3 の規定に準じ、利用者の世帯の所得区分に応じ、別表 2 のとおり負担上限月額を定めるものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 1 9 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 2 2 年 8 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 2 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この要綱は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 9 この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 0 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 1 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 2 この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 1 この要綱の施行のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表1

利用時間	30 分以下	30 分超 1 時間以下	1時間超 1.5 時間以下	以後 30 分毎
身体介護を伴う場合	2,300 円	4,000 円	5,800 円	820 円
身体介護を伴わない場合	800 円	1,500 円	2,250 円	750 円

注1) 日中時間帯以外のサービス提供については以下の加算の算定

午後6時から午後10時まで 25%に相当する額

午後10時から午前6時まで 50%に相当する額

午前6時から午前8時まで 25%に相当する額

注2) 事業所指定要綱第2条で指定する事業者の地域区分別の費用の算定

別表1の基準に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成 18 年厚生労働省告示 539 号)で規定する「居宅介護」の地域区分における割合を乗じて得た額 (小数点以下は切捨て)

別表2 負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	
一般1	利用者が18歳未満かつ市民税課税世帯で、世帯の市民税所得割合計額が28万円未満	4,600 円
	利用者が18歳以上かつ市民税課税世帯で、世帯の市民税所得割合計額が16万円未満	9,300 円
一般2	一般1以外の市民税課税世帯	37,200 円